



労審発第 1304 号
令和 3 年 6 月 18 日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

労働政策審議会
会長 清家 篤



令和 3 年 6 月 18 日付け厚生労働省発基 0618 第 1 号をもって諮問のあった「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和3年6月18日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志

『労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱』について

令和3年6月18日付け厚生労働省発基0618第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

令和3年6月18日

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志 殿

労災保険部会

部会長 守島 基博

「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について

令和3年6月18日付け厚生労働省発基0618第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。